

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（案）について

I. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を図るもの。

II. 概要

1. 障害者自立支援法施行令の一部改正

(1) 利用者負担の見直し関係

- ① 利用者負担について、法律上家計の負担能力その他の事情を斟酌して定めることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- ② 高額障害福祉サービス等給付費について、合算の対象を障害福祉サービス、補装具、介護保険サービス、障害児通所支援及び指定入所支援とするとともに、一人の障害児の保護者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか 2 つ以上のサービスを利用する場合には、その負担上限月額を利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とすることとする。

(2) 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給関係

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する事項について、現行の指定相談支援事業者と同じ内容を定めることとする。

(3) その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行うこととする。

2. 児童福祉法施行令の一部改正

(1) 障害児通所支援関係

- ① 利用者負担について、法律上家計の負担能力その他の事情を斟酌

して定めることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

- ② 高額障害児通所給付費に係る支給要件、支給額等に関する事項について、高額障害福祉サービス等給付費と同じ内容を定めることとする。
- ③ 指定障害児通所支援事業者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する事項について、現行の指定障害福祉サービス事業者と同じ内容を定めることとする。

(2) 障害児入所支援関係

- ① 利用者負担について、法律上家計の負担能力その他の事情を斟酌して定めることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- ② 高額障害児入所支援給付費に係る支給要件、支給額等に関する事項について、高額障害福祉サービス等給付費と同じ内容を定めることとする。
- ③ 指定障害児入所施設の設置者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する事項について、指定障害児通所支援事業者と同じ内容を定めることとする。

(3) 障害児相談支援関係

指定障害児相談支援事業者に係る指定の取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲及び使用人の範囲に関する事項について、指定障害児通所支援事業者と同じ内容を定めることとする。

(4) その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行うこととする。

3. その他関係政令の改正

上記政令のほか整備法の施行による障害児施設の見直し等に伴い、以下の関係政令について、必要となる条項ずれの修正等所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定めることとする。

- ① 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）
- ② 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
- ③ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）
- ④ 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）
- ⑤ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）

- ⑥ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令
(平成二十二年政令第三百三十五号)
- ⑦ 地方税法施行令 (昭和三十五年政令第二百四十五号)
- ⑧ 国有財産特別措置法施行令 (昭和三十七年政令第二百六十四号)
- ⑨ 地方公営企業法施行令 (昭和三十七年政令第四百三号)
- ⑩ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令
(昭和三十七年政令第四百二十九号)
- ⑪ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令
(昭和三十八年政令第六十二号)
- ⑫ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令
(昭和三十一年政令第三百三十五号)
- ⑬ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令 (昭和三十二年政令第二百八十三号)
- ⑭ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令
(昭和三十三年政令第二百二十七号)
- ⑮ 関税定率法施行令 (昭和三十九年政令第五百五十五号)
- ⑯ 国の債権の管理等に関する法律施行令
(昭和三十一年政令第三百三十七号)
- ⑰ 駐車場法施行令 (昭和三十二年政令第三百四十号)
- ⑱ 国家公務員宿舎法施行令 (昭和三十三年政令第三百四十一号)
- ⑲ 知的障害者福祉法施行令 (昭和三十五年政令第百三号)
- ⑳ 消防法施行令 (昭和三十六年政令第三十七号)
- ㉑ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令
(昭和三十六年政令第二百八十六号)
- ㉒ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令
(昭和三十九年政令第三百八十二号)
- ㉓ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令 (昭和三十二年政令第二百八十四号)
- ㉔ 著作権法施行令 (昭和三十五年政令第三百三十五号)
- ㉕ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令
(昭和三十九年政令第二百二十八号)
- ㉖ 活動火山対策特別措置法施行令 (昭和三十三年政令第二百七十四号)
- ㉗ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令
(昭和三十三年政令第三百五十五号)
- ㉘ 大規模地震対策特別措置法施行令

(昭和五十三年政令第三百八十五号)

- ②⑨ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）
- ③⑩ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）
- ③⑪ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）
- ③⑫ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）
- ③⑬ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）
- ③⑭ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）
- ③⑮ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）
- ③⑯ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）
- ③⑰ 地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号）
- ③⑱ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）
- ③⑲ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）
- ④⑩ 津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第 号）
- ④⑪ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）
- ④⑫ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）

Ⅲ. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日（予定）

(参考) 整備法の概要 (平成 24 年 4 月 1 日施行)

1. 障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) の一部改正

(1) 利用者負担の見直し関係

- ① 利用者負担について、応能負担を原則に
- ② 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

(2) 相談支援の充実関係

- ① 相談支援体制の強化 (市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
- ② 支給決定プロセスの見直し (サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

(3) 地域における自立した生活のための支援の充実関係

- ① 成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- ② 事業者の業務管理体制の整備

2. 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の一部改正

(1) 障害児支援の強化関係

- ① 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
 - ・ 障害種別等で分かれている施設の一元化
 - ・ 通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行
- ② 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- ③ 在園期間の延長措置の見直し

(18 歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)

(2) 地域における自立した生活のための支援の充実関係

- ・ 事業者の業務管理体制の整備

3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) の一部改正

- ・ 精神科救急医療体制の整備等

4. その他関係法律の改正